

第2回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1番, 2番)

開催期日 令和2年8月27日

第2回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月27日(木) 午後7時00分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番	長尾卓也	10番	長谷川 誠
2番	塚本政紀	11番	平田善治
3番	寺雅彦	12番	中島武博
4番	川崎浩彦	13番	田村俊彦
5番	藤田 淳	14番	大島政勝
6番	山本 強	15番	桂 一照
7番	小暮滝弘	16番	鈴木正志
8番	笹谷和広	17番	鳥村正行
9番	田村賢治	18番	吉田寿栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 主幹	上島 宣和
〃	事務局 員	中川 圭太
〃	事務局 員	山宮 匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 2号	農地のあっせん成立について
5	議案第 7号	土地の現況証明願いについて
6	議案第 8号	農用地利用集積計画（案）について
7	議案第 9号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第2回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

大変ご苦勞様でございます。農業繁忙期ということで、大変忙しい中ですが、本日の総会につきましてよろしく申し上げます。それでは早速、初めていききたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、1番長尾委員、2番塚本委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。8月3日、令和2年度第I期南空知農業委員会連絡協議会が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。改選期ということで、協議会の役員改選も行われ、吉田会長が南空知の理事に選任された。8月5日、農作物作況調査を町内ほ場2か所で開催しております。同日、睦会OB親睦交流会が開催され、吉田会長他16名が参加しております。8月7日、令和2年度空知農業委員会連合会臨時総会

が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。その際に、空知の理事に選任。

8月12日、栗山町農業団体連絡協議会役員歓送迎会が開催され、吉田会長・鳥村代理・小川前代理が出席しております。8月20日、現地調査を、寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員で実施しております。8月21日、令和2年度新規就農者激励会が行われ、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。局長の方から報告がございましたけれども、会務報告についてその他、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告2号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第2号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は5件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇286番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇340番地1の内 地目につきましては 公簿 畑、現況 田 面積30,900㎡外8筆 田6筆48,031㎡ 畑1筆1,131㎡ 雑種地1筆54㎡ 池沼1筆295㎡ 計9筆49,511㎡でございます。 成立年月日 令和2年8月7日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員・小暮委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇50番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇81番地1 地目につきましては 公簿 畑、現況 田 面積11,007㎡外8筆 田7筆37,745.25㎡ 畑2筆30,085㎡ 計9筆67,830.25㎡でございます。 成立年月日 令和2年8月7日 売買価格 10aあたり 田7筆の内、83番4、83番10の2筆が、〇〇〇〇〇〇円、その他5筆が、〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員・鈴木委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇94番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇92番地1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積21,368㎡外11筆 田9筆48,573㎡ 雑種地3筆1,148㎡ 計12筆49,721㎡でございます。 成立年月日 令和2年8月7日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員・鈴木委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇118 番地 1 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇117 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 2,549 m²外 1 筆 田 2 筆 計 20,785 m²でございます。 成立年月日 令和 2 年 8 月 7 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員・鈴木委員でございます。

番号5 申出者 栗山町字〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇96 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 22,616 m²外 9 筆 田 7 筆 33,844.50 m² 畑 3 筆 13,974 m² 計 10 筆 47,818.50 m²でございます。 成立年月日 令和 2 年 8 月 7 日 売買価格 10 a あたり 田 7 筆の内 96 番 1、96 番 3、96 番 24 の 3 筆が〇〇〇〇〇〇円、その他 4 筆が、〇〇〇〇〇〇 円 畑 〇〇〇〇〇〇 円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇 円となっております。あっせん委員は、長尾委員・鈴木委員でございます。 以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 5 議案第 7 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 7 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 2 件の願い出でございます。

番号 1 所在 字〇〇169 番地 1 の内 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 18,500 m²外 1 筆でございます。利用状況 山林 所有者及び願出人 〇〇郡〇〇町〇〇70 番地 2 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 〇〇3 丁目 90 番地 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 321 m²でございます。利用状況 宅地 所有者 〇〇3 丁目 108 番地 〇〇〇〇 願出人 〇〇2 丁目 91 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(3番 寺)

令和2年7月20日 第1回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和2年8月20日に、川崎委員、中島委員、大島委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いました。

番号1及び番号2につきまして、申請どおりの現況であることを確認してきております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議 長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第7号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第7号については原案どおり決定といたします。

日程6 議案第8号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第8号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転6件であります。

整理番号2所42-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区北5条西6丁目1番23 公益財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○120 番地 ○○○○ 申出年月日 令和2年8月4日 所有権を移転する土地 所在 字○○83 番地1 現況地目 田 面積43,355㎡外2筆 計3筆 47,089㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年8月28日 対価につきましては 10aあたり 田 ○○○○○○ 円 面積を乗じまして、合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月14日となっております。

整理番号2所43-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○286番地 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○120番地 ○○○○ 申出年月日 令和2年8月4日 所有権を移転する土地 字○○340番地1の内 現況、田、面積30,900㎡他8筆、田6筆48,031㎡ 畑1筆1,131㎡ 雑種地1筆54㎡ 池沼1筆295㎡ 合計49,511㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年

8月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯・大豆で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所43-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇50番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年8月7日 所有権を移転する土地 字〇〇81番地1 現況、田、面積11,007㎡他8筆、田7筆37,745.25㎡ 畑2筆30,085㎡ 合計67,830.25㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年8月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 83-4、83-10の田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、水稻・小麦・大豆で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所43-3 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇94番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年8月7日 所有権を移転する土地 字〇〇92番地1 現況、田、面積21,368㎡他11筆、田9筆48,573㎡ 雑種地3筆1,148㎡ 合計49,721㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年8月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、水稻・小麦・大豆で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所43-4 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇118番地1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年8月7日

所有権を移転する土地 字〇〇117番地1 現況、田、面積2,549㎡他1筆、合計20,785㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年8月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、水稻・小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所43-5 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇120番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年8月7日 所有権を移転する土地 字〇〇96番地1 現況、田、面積22,616㎡他9筆、田7筆33,844.50㎡ 畑3筆13,974㎡ 合計47,818.50㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年8月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 96-1、96-3、96-24の田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、水稻・小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

(議長)

はい。所有権移転6件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2所43-5について審議したいと思います。

整理番号2所43-5について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所43-5について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所43-5は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る5件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号2所42-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 42-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 42-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 43-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 43-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 43-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 43-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 43-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 43-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 43-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 43-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 43-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 43-4 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 43-4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 43-4 は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 9 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

昨年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年 11 月 28 日開催の「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、栗山町農業委員会においても、昨年度 1 月開催の第 31 回農業委員会総会において決議したところですが、令和 2 年度以降についても、年に 1 回以上、同様に実施されるよう、改めて本年 8 月 12 日開催の「令和 2 年度 市町村農業委員会事務局長研修会」においても、対応をお願いされたところです。

栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」のとおり朗読をもって提案いたします。

『私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 8 月 2 7 日 栗山町農業委員会』 以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 9 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 9 号は原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了となります。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は 9 月 2 9 日の火曜日、時間については、午前 9 時 3 0 分からの予定、現地調査につきましては、9 月 2 3 日の水曜日 午前 9 時 3 0 分から 第 2 班 平田委員、田村俊彦委員、鈴木委員にお願いします。

9 月の末は、大きな機械を使つての作業となると思います。体調管理はもちろんですが、事故等のないよう地域の皆さんとともに、安全な作業を進めて頂きたいと思います。

遵守事項等でもありましたが、農業委員は、守秘義務があります。農業委員でなければ知りえない情報もあるので、軽はずみに情報を流すことがないようにお願いします。秋に向かって農業委員への相談が出てくると思いますが、その中では、農業委員としてしっかりとした態度で、適切な言葉で、公平、公正な中で案件を進めていただきたいと思います。

新しい委員さんは先輩委員と組んだ中で、相談案件を進めてください。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後7時45分終了)